

**工場緑地面積率の緩和と生活環境との調和等に関する取組方針（案）及び
「明石市工場緑化等のガイドライン（案）」に対するパブリックコメント（結果）**

(1) 実施期間

2024年1月5日（金）から2024年2月3日（土）まで

(2) 提出件数

3人、7件

(3) 主な意見と市の考え方

意見（要旨）	市の考え方
<ul style="list-style-type: none"> 県条例対象工場や二見人工島にある工場の緑地面積率が緩和されることは、大変喜ばしく、市外移転を引き留めるには最低限必要なことである。また、雇用や税収面に加え、働く人の労働環境の改善、CO2排出量の削減、省エネにも有意義である。工場の建替えや設備更新を促すような施策をお願いしたい。 	<ul style="list-style-type: none"> 緑地面積率の緩和により、敷地の利活用を図ることで、生産性の向上や労働環境の改善、雇用の維持確保などが促進され、ひいては市外転出の防止につながるものと考えています。また、老朽化した工場の建替えや設備更新も促進され、CO2排出量の削減に大きな効果が期待できるものと考えています。
<ul style="list-style-type: none"> 優良な事例の広報や表彰は積極的にお願いしたい。 	<ul style="list-style-type: none"> 市は、事業者が取り組む優良事例をホームページで広報するとともに、地域社会への貢献が顕著と認められる取組を行った事業者に対して表彰を行うほか、工場緑化等のガイドラインにおいて市内企業の取組を掲載するなど、事業者による自発的な取組の促進と市民への情報共有に努めてまいります。
<ul style="list-style-type: none"> 明石では住宅地が増え続けており、加えてヒートアイランド現象も厳しくなっている。工場による環境対策がよくなったとはいえ、明石市は樹木による緑地がとりわけ少ない市であることから、緩和してもよいとは言えない状況であり、緩和に反対である。 	<ul style="list-style-type: none"> 県条例対象工場は、条例施行以前から操業している工場が多いため、県条例が求める緑化基準を満たす工場が少なく、緑地の種別を見ても市街地では芝生の占める割合が多いことから緩和により直ちに周辺地域の生活環境に著しい影響を与える可能性は低いと考えています。 また、二見人工島は、居住区域と区別されていることから、同じく緩和による影響は低いと考えています。 市は、工場緑地面積率の緩和と併せて、事業者による良質な緑地の形成など、工場周辺地域の生活環境との調和等を促進するための取組を推進してまいります。

<ul style="list-style-type: none"> 工場緑地面積率の緩和について、これまで反対の意見を表明してきた。中国からの黄砂や西部の工場のばい煙などを緑地の植物が吸収してくれるよう願うが、緑地面積率が緩和されるとそれらに逆行することになる。また、SDGsの精神にも反し、地球温暖化に対して後ろ向きな政策である。 	<ul style="list-style-type: none"> 工場緑地は、緩衝機能（遮音効果、防塵効果、大気浄化機能）だけでなく、周辺地域に対する景観や従業員等の就業環境の向上につながる機能など、様々な機能を有しています。 このたび、市は緑地面積率を緩和するだけでなく、工場緑化等のガイドラインの策定などにより、緑量や樹種を考慮した緑の機能を高めるための取組を促し、緑の機能低下とならないよう取り組んでまいります。 加えて、緑地面積率の緩和により、老朽化した工場や設備更新が促進されることで、CO2排出量の削減にも大きな効果が期待でき、地球温暖化対策としても有効な取組であると考えています。
--	--

② 明石市工場緑化等のガイドライン（案）

いただいた意見（要旨）	市の考え方
<ul style="list-style-type: none"> ガイドラインは強制的なものではなく、事業者へのアドバイスのようなものであるべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> ガイドラインは強制的なものではなく、事業者の自発的な取組を促すものです。 内容としては、工場緑地等に関する基本的な考え方や具体的な取組指針、優良事例などを記載します。
<ul style="list-style-type: none"> 省エネやCO2削減など、優良な取組の事例紹介を積極的に行うことは良い。 	<ul style="list-style-type: none"> ガイドラインには、事業者による優良事例である取組を掲載するとともに、今後も情報収集に努め、効果的な取組については積極的に周知を図ってまいります。
<ul style="list-style-type: none"> 工場が整備する緑地において、松くい虫などの害虫が発生し、工場に改善を求めてきたが、なかなか対応してもらえなかった。工場の管理する緑地に関して、工場と近隣住民、地域行政との間で情報共有ができる接点を持つような指針にしてほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ガイドラインには、事業者に対して、工場緑地の機能を維持、向上させるため、計画段階から維持管理段階において、適切かつきめ細やかな配慮を行うよう求めています。 また、事業者と地域との関わりが促進されるよう、地域住民との協働による維持管理を取組例の一つとして記載しています。